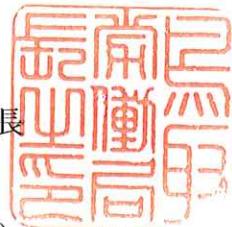




鳥労発基 0925 第 6 号  
令和 6 年 9 月 25 日

関係機関各位

鳥取労働局長



### 鳥取県最低賃金（改正）の周知について（御協力のお願い）

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、鳥取県最低賃金は、令和 6 年 10 月 5 日から時間額 957 円となります。

鳥取県最低賃金は、正社員、パートタイマー、アルバイト等の雇用形態にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されることから、労働条件の確保・改善に大きな役割を果たしています。そのため、当局におきましては、県内全域の事業者及び労働者に対して、改正内容について周知を行っているところであります。

つきましては、リーフレットの配布、ポスターの掲示や、貴団体発行の広報誌（紙）・ホームページへの記事の掲載等、改正された最低賃金の周知につきまして、特段の御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

併せて、中小企業・小規模事業者への支援策である「業務改善助成金」等助成金及び「働き方改革サポートオフィス鳥取」並びに「働き方改革チェックリスト」に関する周知につきましても、御配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、広報誌（紙）、ホームページ等に鳥取県最低賃金改正の記事を掲載していただく際には、別添の広報文例を参考にしていただき、掲載いただいた折には、御手数ですが、記事の掲載部分を当局賃金室まで郵送又はメールにより御送付賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

【最低賃金特設サイト <https://www.saiteichingin.info/>】

記

送付数	最低賃金ポスター	1 部
	最低賃金リーフレット	15 部
	業務改善助成金等リーフレット等	1 部



鳥取労働局 労働基準部 賃金室  
〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9  
TEL (0857) 29-1705  
メール chinginshitsu-tottorikyoku@mhlw.go.jp

## 鳥取県最低賃金が改正されました

鳥取県最低賃金	発効年月日
時間額 957円	令和6年10月5日

- 1 鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- 2 最低賃金額には、次の賃金は含まれません。
- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
  - ② 臨時に支払われる賃金
  - ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
  - ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室（電話 0857-29-1705）  
又は各労働基準監督署にお問合せ下さい。

## 鳥取県最低賃金が改正されました

令和6年10月5日から、鳥取県最低賃金が時間額957円に改正されました。鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

問い合わせ先 鳥取労働局労働基準部賃金室（電話 0857-29-1705）  
各労働基準監督署